大阪府立西寝屋川高等学校 校長 谷庸 進一

## 特別警報・暴風警報が発令されている場合の措置について

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、台風 10 号が日本列島に接近しております。台風が上陸した場合、下記の措置となりますので、あらかじめご確認ください。但しこの措置は、発令されている警報に「<u>すべての特別警報</u>」や「暴風警報(暴風雪警報など、暴風が入っている警報)」が含まれる場合のみ有効です。「大雨警報」や「洪水警報」のみではこの措置とはなりませんのでご注意ください。なお、特別警報が解除された場合でも、暴風警報が発令されている場合は継続して自宅待機となります。特別警報・暴風警報の措置については生徒手帳の 20~21 ページにも記載されておりますので、あわせてご確認ください。

なお、警報発令後、学校への電話によるお問い合わせは、混乱防止のためご遠慮ください。

記

## 「判断及び措置]

- 通常授業時など考査期間以外
  - 1. 午前 7時現在で警報が解除されている場合・・・ 8時 35 分始業
  - 2. 午前 9 時現在で警報が解除されている場合・・・10 時 40 分始業
  - 3. 午前 11 時現在で警報が解除されている場合・・・13 時 15 分始業
  - 4. 午前 11 時現在で警報が続行されている場合・・・休業
  - ☆「東部大阪」における特別警報および暴風警報(守口・枚方・八尾・寝屋川・大東
    - ・柏原・門真・東大阪・四條畷・交野の内1市にでも出た場合)で判断する
  - ☆暴風警報解除の情報は、NHKニュースによる。
    - (上記時刻は実際に解除された時刻である。)

## 「出欠の扱い〕

生徒の居住地における暴風警報による欠席・欠課・遅刻は出席扱いとなるので、事後なるべく早い機会に担任に申し出ること。